

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号ア中「第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」の次に「若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項本文」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、「読み替えて」を「これらの規定を」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の改正等に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。